

平成28年6月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち電動車いす(ハンドル形)1件、ラミネーター1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うち収納家具(吊り戸棚)1件、電気温風機1件、
電気こんろ1件、エアコン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201500199を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 木原、平野、清重
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500199	平成27年5月30日	平成27年6月25日	電動車いす(ハンドル形)	セニアカーET4A	スズキ株式会社	重傷1名	使用者(90歳代)が当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。 調査の結果、当該製品は、平成16年8月に実施したボルト交換作業時にねじロック剤を塗布したボルトを仮締め状態で放置したため、ボルトが十分な締付け力の無い状態で固着し、必要とされる締付け力で締め付けられていなかったと考えられる。この状態で、長期間使用を続けると、モーターシャフトの一部に摩耗・がたつきが発生するとともに、ボルト、ギヤ、モーターシャフトに付着していたねじロック剤が剥離することが考えられ、その結果、ボルトが緩んで折損し、制動力が伝わらなくなったことから、事故に至ったものと推定される。	長野県	平成27年6月30日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201600110	平成28年5月1日	平成28年6月6日	ラミネーター	Callisto A3	フェローズジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年5月26日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600107	平成28年5月9日	平成28年6月6日	収納家具(吊り戸棚)	重傷1名	壁面に設置されていた当該製品が落下し、使用者に当たり、負傷した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年5月27日
A201600108	平成28年5月	平成28年6月6日	電気温風機	火災	倉庫で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から30年以上経過した製品
A201600109	平成28年5月16日	平成28年6月6日	電気こんろ	火災	当該製品を使用後、当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	平成28年6月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201600111	平成28年5月10日	平成28年6月7日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年5月30日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電動車いす（ハンドル形）（管理番号：A201500199）



ラミネーター（管理番号：A201600110）

